

第7回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日（金）午前10時00分から午前10時45分

2. 開催場所 八女市役所 205会議室

3. 出席農業委員（22名）

1番	草場 紀彦	2番	大久保義治	3番	平島 雅夫
4番	久間 絹子	5番	樋口 悦雄		
		8番	溝尻 修		
10番	今村 嗣範	11番	茅島 澄雄	12番	牛嶋 徹也
13番	大坪知美子	14番	中島 秀徳	15番	鵜木 利通
16番	中村 輝義	17番	城後 公一	18番	月足 靖彦
19番	小川 哲郎	20番	田村 一彦	21番	宮園 福夫
22番	川口 隆男	23番	高山 和典	24番	塚本 ちゑ子

4. 出席最適化推進委員（10名）

2番	隈本 弘文	7番	角 秀次	9番	橋山 渡
13番	中嶋 壽敏	16番	延 和洋	21番	松尾 健一
22番	樋口 恵一	23番	田形 隆徳	32番	野中 敏成
36番	谷川 侯司				

5. 欠席委員

農業委員（3名）

6番	栗原 英喜	7番	仁田原政美	9番	隈本 俊光
----	-------	----	-------	----	-------

6. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第10号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第35号 八女市空き家に付属した農地の指定について

7. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 黒木支所 渡部
真弓 立花支所 安田 凌介 上陽支所 大淵 剛 葉山多恵子 星野支
所 江藤 繁徳 矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要

議長 みなさん、おはようございます。梅雨前線の影響で猛烈な雨が降り、大雨特別警報まで出たため、7日の総会を変更させていただきましたこと、お詫び申し上げます。豪雨により亡くなられた方・被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。まだまだ前線停滞で非常に激しい雨が降ると思われますので、豪雨災害が心配される中、また不安の中に、今日、任期満了の最後の総会となりました。

本日は、令和2年第7回農業委員会総会を開会いたしましたところ、委員各位には、大変お忙しい中にご参集くださりまして、誠にありがとうございました。ただいまより、農業委員会総会を開会いたします。

(議長着席)

議長 日程 第1・会議の成立
ただ今の出席委員の数は農業委員21名
農地利用最適化推進委員10名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、4番 久間絹子委員、5番 樋口悦雄委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局をして案件の朗読をいたさせます。</p>
	<p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案6件を一括議題といたします。1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明します。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については10件です。解約のあった土地21筆、うち田19筆、畑2筆、合計面積は12,124㎡です。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>3ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を最適化推進委員13番 中島壽敏委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 13番	<p>最適化推進委員13番が1番を説明いたします。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転売買の申込です。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 19番	<p>農業委員19番が2番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号3番を農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 19番	<p>農業委員19番が3番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号4番を最適化推進委員32番 野中敏成委員さんご説明をお願いします。</p>

推進委員 3 2 番	はい、推進委員 3 2 番が 4 番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。よろしくお願いします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番を、最適化推進委員 2 3 番 田形隆徳委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 2 3 番	はい、推進委員 2 3 番が 5 番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。審議よろしくお願ひいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 6 番を、最適化推進委員 3 6 番 谷川侯司委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 3 6 番	はい、最適化推進委員 3 6 番、6 番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買でございます。よろしくお願いします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を、事務局で説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明します。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の相手方からの要望とのことで所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を、最適化推進委員32番 野中敏成委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 32番	<p>はい、推進委員32番が8番について説明いたします。(議案書朗読) 譲受人と譲渡人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。よろしく願いします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を、最適化推進委員32番 野中敏成委員さんご説明をお願いします。</p>

推進委員 3 2 番	はい、推進委員 3 2 番が 9 番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人と譲渡人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 5 ページをお願いします。 続いて番号 1 0 番を最適化推進委員 2 番 隈本弘文委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 2 番	はい、推進委員 2 番が 1 0 番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人から譲受人へそれぞれの経営縮小、経営拡大による贈与による所有権移転の申請です。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 1 番を、最適化推進委員 2 番 隈本弘文委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 2 番	はい、推進委員 2 番が 1 1 番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人から譲受人へお互いの経営縮小、経営拡大による贈与による所有権移転の申請です。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号12番を、最適化推進委員2番 隈本弘文委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 2番	<p>はい、推進委員2番が12番について説明いたします。(議案書朗読)それぞれの経営縮小、経営拡大による贈与による所有権移転の申請でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号13番を、農業委員11番 茅島澄雄委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 11番	<p>農業委員11番が13番について説明します。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止による所有権移転贈与の申請です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号14番を、最適化推進委員32番 野中敏成委員さんご説明をお願いします。</p>

<p>推進委員 3 2 番</p>	<p>推進委員 3 2 番が 1 4 番について説明いたします。（議案書朗読） 譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転贈与の申請 です。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 5 番を、最適化推進委員 2 2 番 樋口恵一委員さんご 説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 2 2 番</p>	<p>はい、推進委員 2 2 番が 1 5 番について説明いたします。（議案書 朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転贈与の 申請です。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 7 ページをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 3 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積 計画の決定の処理について、事務局より説明をいたさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画に ついて、八女市長から本委員会に対し、決定を求められているもので ございます。今回は、所有権移転が 2 件出ております。（議案書朗 読）以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 8ページをお願いいたします。</p>
議長	<p>報告第10号 農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局へ説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、農地法施行規則第29条報告について、1番についてご説明いたします。申請の場所は、立花町谷川にあります、立花中学校から西に200mほど進んだところの南側の農地になります。(議案書朗読)排水は雨水のみで、自然流下となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 9ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。(議案書朗読)この土地は、令和2年5月20日付で、太陽光発電設備用地として農地法第4条の申請を受理していた土地です。太陽光発電事業所として、国の許認可に時間を要することとなり、取下願があったものです。以上よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いします。
議 長	議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地域内にある農地以外の農地であって、第1種農地および第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。
議 長	続いて、最適化推進委員16番 延和洋委員さんご説明をお願いいたします。
推進委員 16番	はい、推進委員16番が、1番について説明いたします。場所につきましては、国道442号線と高速道路の交差する地点から約100mほど東側の国道442号線沿いの農地になります。(議案書朗読)申請地を共同住宅用地として、計画としては、1棟3階建てで18戸の規模で申請されるものでございます。隣接する農地の同意もありますし、水利の承諾もとれております。雑排水に関しても下水道を利用されるということで特に問題は無いかと思っております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	現地調査委員の農業委員22番 川口隆男委員さんご報告をお願いします。
農業委員 22番	はい、農業委員22番が、1番について説明をいたします。6月22日に現地調査を行いました。その結果、生活雑排水については公共下水道により処理されます。雨水については申請地内に設置される側溝及び集水枡を通り、西道水路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等特段問題はないと確認いたしております。以上です。

議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。農地の区分は、公共施設・公益的施設が整備された区域内にある農地であり、具体的には、八女市役所黒木支所から300m以内にある農地であり、第3種農地と判断します。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、最適化推進委員21番 松尾健一委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 21番	<p>はい、推進委員21番が2番について説明いたします。申請地は、ナフコ黒木店の向かい側、国道442号線バイパスを挟んで北側の農地です。(議案書朗読)この土地は、令和2年5月に太陽光発電設備用地として農地法第4条の申請を受理していた土地になります。建設業を営んでおられる申請者は現在、別の場所に資材倉庫を所有しておられますが、その別の場所が八女市の道路用地となったため、この場所を資材置場用地として利用されることになりました。隣接農地の同意も確認しています。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員11番 茅島澄雄委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 11番	<p>農業委員11番が、2番について説明いたします。現地調査の結果、雨水については、南側および西側の水路に排水される予定です。水利承諾も得られているため、問題ないと確認しております。以上よろしく願いいたします。</p>

議長	事務局と地元委員さんの説明および現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。
議長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いします。
議長	議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えております。以上でございます。
議長	続いて農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご説明をお願いします。
農業委員 12番	はい、農業委員12番が1番についてご説明いたします。場所につきましては、国道442号線沿いのドラッグストアコスモス付近の信号を北東へ約300m進み、集落の端の農地になります。(議案書朗読) 共同住宅用地として利用するための申請でございます。隣接農地はありません。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	現地調査委員の農業委員20番 田村一彦委員さんご報告をお願いします。
農業委員 20番	農業委員20番が、1番についてご説明申し上げます。6月26日に現地調査を行いました。結果、生活雑排水については合併処理浄化槽により処理され、北側水路へ排水されます。雨水については申請地

農業委員 20番	内に設置される側溝および集水柵を通り、北側道路側溝に排水されます。隣接農地はなく、特段問題はないと確認しております。以上です。
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 12番	<p>はい、農業委員12番が2番について説明いたします。場所につきましては、平田集落の平田公民館から100mほど北へ進んだところにある農地になります。(議案書朗読) 隣接する農地の同意もあり、水利の承諾はとれており、排水に関しましても問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員22番 川口隆男委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 22番	<p>はい、農業委員22番が2番について報告いたします。6月26日に現地調査を行いました。その結果、生活雑排水については合併処理浄化槽で処理し、排水をされます。雨水については自然流下および敷地内に新設されます側溝を経由し、南側側溝へ排水されるので、隣接地の影響等、特段問題はないと確認してきました。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号3番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、最適化推進委員9番 橋山渡委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 9番	<p>推進委員9番が3番について説明いたします。場所につきましては、国道442号線の山内信号を東に約10m進み、そこを北に約30m進んだつき当たりの農地になります。(議案書朗読)隣接する農地の同意もありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員20番 田村一彦委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 20番	<p>農業委員20番が、3番についてご説明申し上げます。6月26日に現地調査を行いました。生活雑排水については合併浄化槽により処理されます。そして南側の側溝へ排水されます。雨水については自然流下で南側側溝へ排水されます。隣接農地等への影響等、問題は無いと確認をいたしております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明および現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p>

議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号4番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、最適化推進委員7番 角秀次委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 7番	<p>推進委員7番が4番について説明いたします。場所につきましては、県道広川線と県道柳瀬筑後線の交差点から南へ約180m進んで東へ60mの農地になります。(議案書朗読)隣接する農地の同意もあります。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>現地調査委員の農業委員20番 田村一彦委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 20番	<p>農業委員20番が、4番についてご説明申し上げます。6月26日に現地調査を行いました。生活雑排水については合併浄化槽により処理され、北側の側溝へ排水されます。雨水については既存の雨水桝を通して、北側側溝および自然流下で南側の側溝へ排水されます。隣接農地への影響等、問題はないということで確認をいたしております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明および現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号5番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、5番についてご説明いたします。農地の区分は、公共施設・ 公益的施設が整備された区域内にある農地であり、具体的には、八女 市役所黒木支所から300m以内にある農地であり、第3種農地と判 断します。以上でございます。
議 長	続いて、農業委員5番 樋口悦男委員さんご説明をお願いします。
農業委員 5番	はい、農業委員5番が5番について説明します。場所につきまして は、黒木町今のナフコ黒木店の北側、梅野美容店の東側の農地です。 (議案書朗読) 店舗および倉庫用地として利用するための申請です。 隣接農地の同意も確認しております。よろしくお願ひいたします。
議 長	現地調査委員の農業委員11番 茅島澄雄委員さんご報告をお願ひ します。
農業委員 11番	農業委員11番が、5番について説明いたします。現地調査を6月 25日に行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置され、雨水 を申請地中央の水路へ流す計画です。水利の承諾も得られているた め、問題ないと確認しております。以上よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わり ました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 12ページをお願いします。

議 長	議案第35号 八女市空き家に付属した農地の指定について番号1番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、八女市空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。今回、空き家に付属した農地指定申請書が提出されましたので、農地法施行規則第17条第2項第1号の規定により、その指定についてご審議をいただくものです。（議案書朗読）空き家バンクに登録をされておりまして、なおかつ、空き家に付属している農地であることを事務局で確認しております。この後の流れといたしましては、この総会で指定に関する決定がまされましたら、空き家を購入される方に限り、5年の耕作を条件として、特例でこの農地の取得が認められております。以上でございます。
議 長	続いて、農業委員16番 中村輝義委員さんご説明をお願いします。
農業委員 16番	はい、農業委員16番が1番について説明をいたします。申請地は、国道3号線から市道前河内線に入り、前河内の公民館から南の方にさらに600mほど進んだ場所に位置する農地でございます。申請に係る農地の状況といたしましては、空き家のすぐ東側に隣接する農地であり、周囲は田や畑に囲まれております。一部遊休化しておりますけれども、今後空き家と同時に農地の取得が見込まれないと、さらに遊休化するおそれがある農地でございます。以上報告いたします。よろしく願いいたします。
議 長	事務局と地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 10時45分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和2年7月10日</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">4 番</p> <p style="text-align: center;">5 番</p>
-----	--